

# ◆ 地域活動支援センター運営事業 説明資料

## 1. 本市における地域活動支援センターとは・・・

障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、地域へ踏み出す障害者への日中活動支援の充実を図るとともに、障害者が地域で生活するための基盤として多様なニーズに柔軟な対応ができるよう、当事者及びその家族に密着した支援を実施している。

## 2. 各区域別の現況

### ① 地域活動支援センターの設置箇所数

本市の地域活動支援センターは「生活支援型」と「入浴支援強化型」の2種類がある。また、生活支援型については、施設の規模によって「Aタイプ」と「Bタイプ」に分かれている。

現時点での設置箇所数は下表のとおりである。

(平成24年10月時点)

(区別人口)	堺区 (147, 873)	西区 (135, 161)	中区 (124, 342)	南区 (152, 364)	北区 (158, 153)	東区+美原区 (124, 533)	合計 (842, 426)
生活支援型(A)	1	1	1	1	1	1	6箇所
生活支援型(B)	2	1	0	1	2	2	8箇所
入浴支援強化型	0	0	1	1	0	0	2箇所

### ② 生活支援型の利用状況

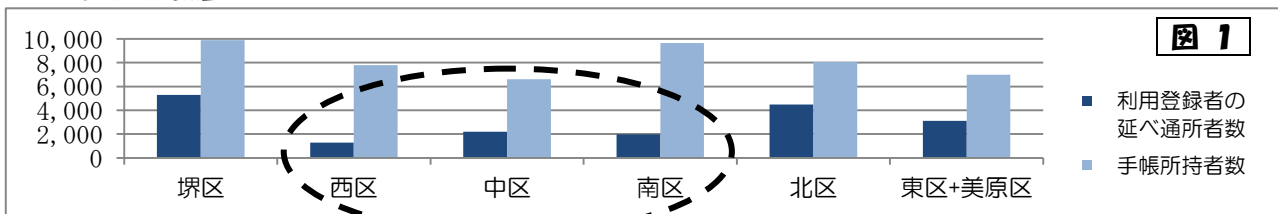
生活支援型における、平成24年4月～9月の延べ通所利用者数は、計29,913人である。このうち、利用者の在住区が把握できる「利用登録者の延べ通所者数」は、計18,936人(64%)である。

また、本市における各種障害者手帳の所持者数(平成23年度末時点)は、身体障害者手帳が36,988人、療育手帳が6,294人、精神障害者保健福祉手帳が5,702人である。

これらを各区域別で算出すると、生活支援型(Bタイプ)が1箇所以下の区域である西区、中区、南区(上表の網掛部分)に在住している方の利用者数は、他の区域在住の方の利用者数に比べて少なく、身近な地域で充実した支援ができていないのが現状である。また、知的障害のある方と精神障害のある方とで支援手法が異なることもあり、一つのセンターが全ての障害種別に対して均等に支援することは難しい。

そのため、特定のセンターに馴染みにくい方でも身近な地域で利用しやすいように、生活支援型(Bタイプ)のセンターの箇所数を増やす必要がある。

#### ～ 生活支援型 ～



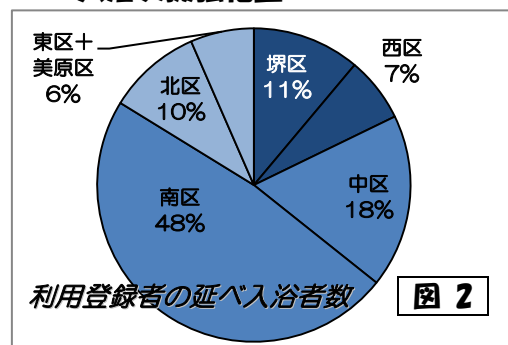
### ③ 入浴支援強化型の利用状況

入浴支援強化型における、平成24年4月～9月の延べ入浴者数(重度障害者が対象)は、計2,177人である。このうち、利用者の在住区が把握できる「利用登録者の延べ入浴者数」は、計2,151人(99%)である。

これを各区域別で算出し、市全体に占める割合で比較すると、本市の北東部からの利用が少ない。

中区・南区から北東部の方に送迎することが難しいため、利用を断らざるを得ないとのことである。

#### ～ 入浴支援強化型 ～



## 3. 平成25年度の要求のポイント

これら上記のことより、第3期堺市障害福祉計画の設置予定数に近づけるためにも、現在の16箇所から、生活支援型Bタイプ4箇所+入浴支援強化型1箇所(堺区、北区、東区あたり)を増数した21箇所に拡充するための予算要求とする。